

印南町住宅耐震改修事業補助金交付要綱

平成16年5月1日

要綱第8号

(目的)

第1条 地震発生時における住宅の倒壊等による災害を防止するため、住宅の耐震補強設計及び耐震改修工事（建替えを含む。）、耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施、地震津波対策型移転（除却工事又は建築工事）、非木造住宅の耐震診断並びに耐震ベッド・耐震シェルターの設置工事（以下「耐震改修工事等」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅

一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいう。ただし、店舗等の用途を兼ねる場合にあっては、当該店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満の住宅に限る。

(2) 耐震改修工事

住宅の地震に対する安全性の向上を目的として実施する一般補強型工事又は避難重視型補強工事をいう。

(3) 一般補強型工事

次に掲げる方法のいずれかに該当する工事又は建替工事をいう。

ア 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判断された木造の住宅に対して実施する上部構造評点を1.0以上にするための補強工事

- イ 耐震診断の結果、 I_s 値が0.6未満又は q 値が1.0未満（第1次診断法による場合は I_s 値が0.8未満）の非木造の住宅に対して実施する、 I_s 値を0.6以上かつ q 値を1.0以上（第1次診断法による場合は I_s 値を0.8以上）とするための工事
- ウ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判断された木造住宅に対して実施する1階のみ上部構造評点を1.0以上にするための部分的改修工事

(4) 避難重視型補強工事

耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満と診断された木造の住宅に対して実施する上部構造評点を0.7以上1.0未満にするための耐震改修工事をいう。

(5) 耐震診断

平成18年国土交通省告示第184号別添第1に基づく診断法又は国土交通大臣が同診断法の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法に基づき、住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(6) 耐震補強設計

耐震改修工事を実施するために必要な設計図書を作成することをいう。

(7) 耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施

第2条第1号に掲げる住宅に対して、耐震補強設計の実施と当該耐震補強設計に基づく耐震改修工事の実施を総合的に行うこという。

(8) 津波避難困難地域

県が定めた津波からの避難に係る支援対策プログラムに基づく、地震による津波が到達するまでに、浸水区域外の高台等の安全な場所に避難することが困難な地域をいう。

(9) 非現地建替

県が定めた津波災害警戒区域内及び土砂災害特別警戒区域内における耐震性を有さず居住する住宅（耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判断された木造の住宅又はIs値が0.6未満又はQ値1.0未満の非木造の住宅）から当該地域外に所在する耐震性を有する町内の住宅等に移転することをいう。

(10) 地震津波対策型移転

津波避難困難地域内における耐震性を有さず居住する住宅（耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判断された木造の住宅又はIs値が0.6未満又はq値1.0未満の非木造の住宅）から当該地域外に所在する耐震性を有する町内の住宅等に移転することをいう。

(11) 地震津波対策型移転（除却工事）

地震津波対策型移転のうち、津波避難困難地域内に所在する既存住宅の除却に関する工事をいう。

(12) 地震津波対策型移転（建築工事）

地震津波対策型移転のうち、津波避難困難地域外の耐震性を有する住宅等に移転するため、当該地域外において新たに耐震性を有する一戸建ての住宅を建築する場合における当該住宅の建築に関する工事をいう。

(13) 耐震ベッド・耐震シェルター

地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、耐震ベッド又は耐震シェルターをいう。

(14) 高齢者

満65歳以上の者をいう。

(15) 障害者

障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 療育制度要綱（昭和 4 8 年厚生省発児第 1 5 6 号）による A 1、A 2、B 1 又は B 2 のいずれかに該当する程度

（16） 省エネ基準

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 2 条第 1 項第 3 号に定める建築物エネルギー消費性能基準をいう。

（補助対象住宅）

第 3 条 補助の対象となる住宅は、平成 1 2 年 5 月 3 1 日以前に着工された木造住宅（在来軸組構法のものに限り、持家・貸家を問わない。）及び昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工された非木造住宅（持家・貸家を問わない。）をいう。ただし、耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施により新築の住宅へ現地建て替えを行う場合、土砂災害防止法第 9 条第 1 項の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別区域内に所在する住宅、又は、省エネ基準に適合していない新築住宅は補助の対象外とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第 4 条 補助対象事業における補助金の交付の対象経費及び補助金の額は別表のとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下、「申請者」という。）

は印南町住宅耐震改修事業費補助金交付申請書（様式第1号又は様式第1号の2）に別に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 空き家の申請者は、和歌山県の「わかやま空き家バンク」若しくは（一社）移住・住みかえ支援機構の「マイホーム借り上げ制度」を通じて空き家を流通させなければならない。

3 交付決定に際して、耐震ベッド又は耐震シェルターに係る補助金の申請の総額が、それぞれの補助金に係る予算の額を超える場合にあっては、高齢者又は障害者が居住する住宅に係る申請を、これら以外の申請より優先し、交付決定するものとする。

（交付決定）

第6条 町長は前条の申請があったときは、その内容を審査し、適合するものと認めたときは、印南町住宅耐震改修事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第7条 申請者は、補助金の交付決定通知後において、耐震改修工事等の計画を変更し、又は中止しようとするときは、印南町住宅耐震改修事業費補助金計画変更等承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し適当と認めたときは、印南町住宅耐震改修費補助金変更等承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、耐震改修工事等の計画を廃止しようとするときは、印南町住宅耐震改修工事廃止届け（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（完了報告）

第9条 申請者は、耐震改修工事等が完了したときは、印南町住宅耐震改修工事完了報告書（様式第6号）に別に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の完了報告書を受け付けたときはその内容を審査し、適合するものと認めたときは補助金の額を確定し、印南町住宅耐震改修事業費補助金交付確定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により、補助金交付確定通知を受けた者（以下「補助金交付確定者」という。）は、印南町住宅耐震改修事業費補助金支払請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

（代理受領）

第12条 申請者は前条の規定による補助金の請求及び当該補助金の受領を、当該補助事象を実施した者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

2 代理受領を利用しようとする申請者は第5条第1項における交付申請時に代理受領予定を届け出るものとする。

3 申請者は、代理受領の内容に変更が生じたとき又は代理受領の利用を取りやめるときは、速やかに報告し、町長の許可を受けなければならない。

4 代理受領を利用する申請者は、第10条の規定により補助金交付確定通知を受けた後、印南町住宅耐震改修事業補助金代理受領利用委任状（様式第10号）により、補助金の交付の請求及び受領を当該事業実施者に委任するものとし、委任を受けた当該事業実施者は、第11条に規定により補助金支払請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、補助金交付確定者に補助金を交付するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助率等
耐震診断（非木造に限る）	耐震診断に要する経費	補助対象経費の3分の2以内で89,000円を限度とする額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
耐震補強設計	耐震補強設計に要する経費	補助対象経費の3分の2以内で132,000円を限度とする額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
耐震改修工事	耐震改修工事に要する経費（建替工事の場合は、耐震改修に要する経費）	補助対象経費の3分の2以内で600,000円を限度とする基本額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に補助対象経費の11.5%以内の額を加算した額。ただし、加算する限度額は419,000円とし、1,000円未満の端数が

		あるときは、これを切り捨てるものとする。
耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施	耐震補強設計及び耐震改修工事に要する経費（ただし、耐震補強設計について既に着手している場合を除く）	次の①に②を加算した額又は補助対象経費（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のいずれか低い額。 ①補助対象経費（耐震改修工事に要する経費）の40%以内で575,000円を限度とする額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） ②補助対象経費から①の額を差し引いた額又は925,000円のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
非現地建替	除却工事に要する経費	補助対象経費の23%以内で500,000円を限度とする額（その額に1,000円未満の端数があるときは、

		これを切り捨てた額)
地震津波対策型移転（除却工事）	除却工事に要する経費	補助対象経費の3分の2以内で600,000円を限度とする基本額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に補助対象経費の11.5%以内の額を加算した額。ただし、加算する限度額は419,000円とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
地震津波対策型移転（建築工事）	建築工事による要する経費	補助対象経費の3分の2以内で666,000円を限度とする額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
耐震ベッド（木造に限る）	耐震ベッドの購入及び設置工事に要する経費	補助対象経費の3分の2以内で266,000円を限度とする額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
耐震シェルター（木造に限る）	耐震シェルターの購入及び設置工事に要する経費	補助対象経費の3分の2以内で266,000円を限度とする額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）
印南町住宅耐震改修事業費補助金交付申請書（木造）

年 月 日

印南町長 様

申請者住所
氏名

印南町住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、（耐震補強設計・耐震改修工事・耐震補強設計と耐震改修の総合実施・耐震ベッド又は耐震シェルター、除却工事、移転工事）補助金の交付を受けたいので、下記により関係書類を添えて申請します。
この申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

建築物概要	所在地	
	規模	☐ 平屋建て 床面積：1 F ☐ 2 階建て m ² 、2 F m ²
	用途	☐ 住宅 ☐ 併用住宅 (店舗・事務所・その他 ())
	建築年	明・大・昭 年 月
耐震診断による 補強前の評点	評点： 診断者 氏名： ☐ 印南町木造住宅耐震診断補助事業 (年度実施)	
耐震改修後の想定評点	想定評点： 改修設計者 氏名：	
耐震補強、耐震改修、 耐震ベッド又は耐震 シェルター工事着手・ 完了（予定）年月日	着手年月日： 年 月 日 完了年月日： 年 月 日	
補助金交付申請額	金 円	
代理受領予定	有 ☐ 会社名： 無 ☐ 所在地：	
添付書類	☐ 住宅の位置図（付近見取図） ☐ 耐震診断結果報告書 ☐ 改修設計耐震性チェック表 ☐ 耐震補強設計見積書 ☐ 改修工事見積書（移転の場合、除却と建設費を分ける） ☐ 耐震ベッド又は耐震シェルター設置工事見積書 ☐ 世帯全員の住民票及び納税証明書 ☐ その他	

※空き家の場合は、流通させる機関に応じて次の書類を追加で添付すること。
【わかやま空き家バンク】：HP 登録画面、登録申請書、登録カード
【マイホーム借り上げ制度】：利用申込書（1 面と 5 面の写し）

様式第1号の2（第5条関係）
印南町住宅耐震改修事業費補助金交付申請書（非木造）

年 月 日

印南町長 様

申請者住所
氏名

印南町住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱第5条の規定により、（耐震診断・耐震補強設計・耐震改修工事・耐震補強設計と耐震改修の総合実施・耐震ベッド又は耐震シェルター、除却工事、移転工事）補助金の交付を受けたいので、下記により関係書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

建築物概要	所在地			
	規模	☐ 平屋建て 床面積：1 F	☐ 2階建て m ² 、2 F	m ²
	用途	☐ 住宅 ☐ 併用住宅 (店舗・事務所・その他 ())		
	建築年	明・大・昭 年 月		
耐震診断による 補強前の評点	評点： _____ 診断者 氏名： _____ ☐ 印南町木造住宅耐震診断補助事業 (年度実施)			
耐震改修後の想定評点	想定評点： _____ 改修設計者 氏名： _____			
耐震補強、耐震改修、 耐震ベッド又は耐震 シェルター工事着手・ 完了（予定）年月日	着手年月日： 年 月 日 完了年月日： 年 月 日			
補助金交付申請額	金 円			
代理受領予定	有 ☐ 会社名： _____ 無 ☐ 所在地： _____			
添付書類	☐ 住宅の位置図（付近見取図） ☐ 耐震診断見積書 ☐ 耐震診断結果報告書 ☐ 耐震補強設計見積書 ☐ 改修設計耐震性チェック表 ☐ 改修工事見積書（移転の場合、除却と建設費を分ける） ☐ 耐震ベッド又は耐震シェルター設置工事見積書 ☐ 世帯全員の住民票及び納税証明書 ☐ その他			

※空き家の場合は、流通させる機関に応じて次の書類を追加で添付すること。
【わかやま空き家バンク】 ：HP登録画面、登録申請書、登録カード
【マイホーム借り上げ制度】 ：利用申込書（1面と5面の写し）

様式第 2 号（第 6 条関係）

印南町住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

申請者 住所 氏名 様

印南町長

年 月 日付けで申請のあった補助金交付については、次のとおり決定したので、印南町住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

通知年月日	年 月 日	通知番号	第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	印南町住宅耐震改修事業補助金
補助対象金額	金 円		
交付金額	金 円		
補助対象経費の種類	☐ 耐震診断 ☐ 耐震補強設計 ☐ 耐震改修工事 ☐ 耐震ベッド ☐ 耐震シェルター ☐ 耐震改修の総合実施 ☐ 除却工事 ☐ 移転工事		
交付予定時期	補助事業完了後、請求に基づき支払う。		
交付条件	1 補助事業等を変更又は中止するときは、町長の承認を受けること。 2 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、すみやかに町長に報告してその指示を受けること。		

様式第3号（第7条関係）

印南町住宅耐震改修事業補助金変更等承認申請書

年 月 日

印南町長 様

申請者住所

氏名 _____

先に印南町住宅耐震改修事業補助金の交付決定の通知を受けた計画を下記のとおり
変更・中止したいので、印南町住宅耐震改修事業補助金交付要綱第7条第1項の規定
により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 事業の名称

印南町住宅耐震改修事業

☐耐震診断

☐耐震改修の総合実施

☐耐震ベッド設置

☐耐震補強設計

☐除却工事

☐耐震シェルター設置

☐耐震改修工事

☐移転工事
- 2 変更（中止）の内容
- 3 変更（中止）の理由

様式第4号（第7条関係）

印南町住宅耐震改修事業補助金変更等承認通知書

第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名 様

印南町長

年 月 日付けで申請のあった住宅耐震改修工事の変更等については、印南町住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり承認し、それに伴う補助金の交付決定額を変更したので通知します。

記

- 1 事業の名称

印南町住宅耐震改修事業

☐耐震診断

☐耐震改修の総合実施

☐耐震ベッド設置

☐耐震補強設計

☐除却工事

☐耐震シェルター設置

☐耐震改修工事

☐移転工事
- 2 変更後の交付決定額

金 円
- 3 承認の内容
- 4 その他

様式第5号（第8条関係）

印南町住宅耐震改修工事等廃止届

年 月 日

印南町長 様

申請者住所

氏名 _____

年 月 日付け印総第 号により補助金交付決定の通知を受けた
住宅耐震改修工事等については、下記のとおり廃止したいので届け出ます。

記

- 1 事業の名称
- 印南町住宅耐震改修事業
- ☐耐震診断

☐耐震補強設計

☐耐震改修工事

☐耐震改修の総合実施

☐除却工事

☐移転工事

☐耐震ベッド設置

☐耐震シェルター設置

2 廃止の理由

様式第 6 号（第 9 条関係）

印南町住宅耐震改修事業完了報告書

年 月 日

印南町長 様

申請者住所

氏名

年 月 日付け印総第 号で補助金の交付決定の通知を受けた事業が完了したので、印南町住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 耐震改修工事等 完了年月日 年 月 日
- 2 添付書類

①耐震診断

1.業務委託契約書の写し

2.領収書又は請求書の写し

3.耐震診断書の写し

4.その他

②耐震改修工事

1.工事請負契約書の写し

2.領収書又は請求書の写し

3.工事写真

4.その他

③耐震補強設計

1.業務契約書の写し

2.領収書又は請求書の写し

3.設計図書

補強後耐震診断書

工事費内訳書

補強工事図面

④総合的实施

1.②耐震改修工事書類

2.③耐震補強設計書類

3.その他

⑤除却及び移転工事

1.工事請負契約書の写し

2.領収書又は請求書の写し

3.工事写真

4.その他

⑥耐震ベッド又はシェルター

1.工事請負契約書の写し

2.領収書又は請求書の写し

3.工事写真

4.その他

（耐震診断・耐震改修工事・耐震補強設計・総合実施・除却又は移設工事・耐震ベッド又は耐震シェルター設置工事）完了の確認

上記の住宅は、補助金交付申請に基づき、適正に（業務・工事）が（履行・施工）されたことを確認した。

年 月 日

（業務・工事）完了確認者

印

様式第7号（第10条関係）

印南町住宅耐震改修事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名 様

印南町長

年 月 日付けで決定した補助金の交付について下記のとおり確定したので、印南町住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 事業の名称

印南町住宅耐震改修事業

☐耐震診断

☐耐震改修の総合実施

☐耐震ベッド設置

☐耐震補強設計

☐除却工事

☐耐震シェルター設置

☐耐震改修工事

☐移転工事

2 交付決定額

金

円

3 交付確定額

金

円

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

印南町住宅耐震改修補助事業補助金支払請求書

年 月 日

印南町長 様

申請者住所

氏名

印南町住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 事業の名称 印南町住宅耐震改修事業
- ☐耐震診断

☐耐震補強設計

☐耐震改修工事

☐耐震改修の総合実施

☐除却工事

☐移転工事

☐耐震ベッド設置

☐耐震シェルター設置

- 2 支払請求額 金 円

- 3 振込先

振込先金融機関名	金融機関名	(支店名：)
	預金の種類	☐ 普通 ・ ☐ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第 9 号（第 1 1 条関係）

印南町住宅耐震改修補助事業補助金支払請求書【代理受領】

年 月 日

印南町長 様

委任者（補助申請者） 住所
氏名 _____

受任者（代理受領者） 住所
氏名 _____ 印

印南町住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 事業の名称 印南町住宅耐震改修事業
- ☐耐震診断

☐耐震改修の総合実施

☐耐震ベッド設置

☐耐震補強設計

☐除却工事

☐耐震シェルター設置

☐耐震改修工事

☐移転工事

2 支払請求額 金 円

3 振込先

振込先金融機関名	金融機関名	(支店名：)
	預金の種類	☐ 普通 ・ ☐ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第10号（第12条関係）

印南町住宅耐震改修事業補助金【代理受領委任状】

年 月 日

印南町長 様

私は、 年 月 日付け 第 号で交付決定（変更交付決定）した補助金に係る受領について、印南町住宅耐震改修事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり委任します。

記

代理受領額 _____円

委任者（補助申請者）

住 所 _____印南町大字

氏 名 _____

上記の権限の委任を受けることに同意します。

受任者（代理受領者）

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者名 _____ 印

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 1 号の 2（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 8 条関係）

様式第 6 号（第 9 条関係）

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

様式第 9 号（第 1 1 条関係）

様式第 1 0 号（第 1 2 条関係）